

原産地名称及び地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定
2015年5月20日 改正

目次

第 I 章 序及び総則

- 第 1 条 略称
- 第 2 条 対象事項
- 第 3 条 管轄当局
- 第 4 条 国際登録簿

第 II 章 出願及び国際登録

- 第 5 条 出願
- 第 6 条 国際登録
- 第 7 条 手数料
- 第 8 条 国際登録の有効期間

第 III 章 保護

- 第 9 条 保護の義務
- 第 10 条 締約国の法令又は他の協定書に基づく保護
- 第 11 条 登録された原産地名称及び地理的表示に関する保護
- 第 12 条 通有化に対する保護
- 第 13 条 他の権利に関する保護措置
- 第 14 条 執行手続及び救済方法

第 IV 章 国際登録に関する拒絶及び他の措置

- 第 15 条 拒絶
- 第 16 条 拒絶の撤回
- 第 17 条 経過期間
- 第 18 条 保護の付与の通告
- 第 19 条 無効
- 第 20 条 国際登録簿における変更及び他の記入事項

第 V 章 管理規定

- 第 21 条 リスボン同盟の構成国
- 第 22 条 特別の同盟の総会
- 第 23 条 国際事務局
- 第 24 条 財政
- 第 25 条 規則

第 VI 章 改正及び修正

第 26 条 改正

第 27 条 総会による条項の修正

第 VII 章 最終規定

第 28 条 本改正協定の締約国

第 29 条 批准及び加入の効力発生日

第 30 条 留保の禁止

第 31 条 リスボン協定及び 1967 年改正協定の適用

第 32 条 廃棄

第 33 条 本改正協定の言語；署名

第 34 条 寄託者

第 I 章 序及び総則

第 1 条 略称

この改正協定の適用上、別段の明示的な定めがない限り、次のとおりとする。

- (i) 「リスボン協定」とは、原産地名称の保護及び国際登録に関する 1958 年 10 月 31 日のリスボン協定をいう。
- (ii) 「1967 年改正協定」とは、1967 年 7 月 14 日ストックホルムで改正され、1979 年 9 月 28 日に修正されたリスボン協定をいう。
- (iii) 「本改正協定」とは、この改正協定に定める原産地名称及び地理的表示に関するリスボン協定をいう。
- (iv) 「規則」とは、第 25 条にいう規則をいう。
- (v) 「パリ条約」とは、改正され、修正された工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約をいう。
- (vi) 「原産地名称」とは、第 2 条(1)(i)にいう名称をいう。
- (vii) 「地理的表示」とは、第 2 条(1)(ii)にいう表示をいう。
- (viii) 「国際登録簿」とは、第 4 条に従い原産地名称及び地理的表示の国際登録に関する公式の集積データとして国際事務局が維持管理する国際登録簿をいい、当該データを保存する媒体の如何を問わない。
- (ix) 「国際登録」とは、国際登録簿に登録された国際登録をいう。
- (x) 「出願」とは、国際登録の出願をいう。
- (xi) 「登録された」とは、本改正協定に従い国際登録簿に記入されていることをいう。
- (xii) 「地理的原産地域」とは、第 2 条(2)にいう地理的地域をいう。
- (xiii) 「国境を越えた地理的地域」とは、隣接する締約国に所在し、又は及ぶ地理的地域をいう。
- (xiv) 「締約国」とは、本改正協定を締結している国又は政府間機関をいう。
- (xv) 「原産締約国」とは、地理的原産地域が所在する締約国又は国境を越えた地理的原産地域が所在する締約国をいう。
- (xvi) 「権限を有する当局」とは、第 3 条に従い指定された主体をいう。
- (xvii) 「受益者」とは、原産締約国の法令に基づいて原産地名称又は地理的表示を使用することができる自然人又は法人をいう。
- (xviii) 「政府間機関」とは、第 28 条(1)(iii)に従い本改正協定の締約国となる資格を有する政府間機関をいう。
- (xix) 「機関」とは、世界知的所有権機関をいう。
- (xx) 「事務局長」とは、世界知的所有権機関の事務局長をいう。
- (xxi) 「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。

第 2 条 対象事項

(1) [原産地名称及び地理的表示] 本改正協定は、次のものに関して適用する。

- (i) 地理的地域の名称から成り、若しくは地理的地域の名称を含む原産締約国において保護されている名称又は当該地域を指すものとして知られている他の名称であって、商品が当該地理的地域から生じることを示すために用いるもの。ただし、商品の品質又は特徴が自然的

要因及び人的要因を含む地理的環境に専ら又は本質的に由来し、かつ、当該名称が商品に名声を与えている場合に限る。並びに

(ii) 地理的地域の名称から成り、若しくは地理的地域の名称を含む原産締約国において保護されている表示又は当該地域を指すものとして知られている他の表示であって、商品が当該地理的地域から生じることを特定するもの。ただし、商品の所与の品質、名声又は他の特徴をその地理的原産地に本質的に帰すべき場合に限る。

(2) [地理的原産地域となり得るもの] (1)に定める地理的原産地域は、原産締約国の全領域又は原産締約国における地方、土地若しくは場所から成ることができる。この規定は、国境を越えた地理的地域又はその一部から成る(1)に定める地理的原産地域に関する本改正協定の適用を排除するものではない。

第3条 管轄当局

各締約国は、その領域における本改正協定の実施並びに本改正協定及び規則に基づく国際事務局との通信について責任を有する主体を指定する。締約国は、規則に定めるところにより、管轄当局の名称及び連絡先を国際事務局に通知する。

第4条 国際登録簿

国際事務局は、本改正協定に基づいて、リスボン協定及び1967年改正協定に基づいて又は双方に基づいて行われる国際登録並びに当該国際登録に関するデータを登録する国際登録簿を維持管理する。

第 II 章 出願及び国際登録

第 5 条 出願

- (1) [出願場所] 出願は、国際事務局に対して行う。
- (2) [管轄当局が行う出願] (3)に従うことを条件として、原産地名称又は地理的表示の国際登録出願は、次の者の名義において、管轄当局が行う。
 - (i) 受益者、又は
 - (ii) 原産締約国の法令に基づいて、原産地名称若しくは地理的表示における受益者の権利若しくは他の権利を主張する法的地位を有する自然人又は法人
- (3) [直接出願]
 - (a) (4)を害することなく、原産締約国の法令により認められる場合、出願は、受益者又は(2)(ii)にいう自然人若しくは法人が行うことができる。
 - (b) (a)は、締約国の法令により認められる旨の宣言を条件として適用する。当該宣言は、締約国が、批准書若しくは加入書の寄託の時又はそれよりも遅い時に行うことができる。批准書又は加入書の寄託時に宣言が行われた場合は、当該宣言は、本改正協定が当該締約国について効力を生じた時に効力を生じる。本改正協定が当該締約国について効力を生じた後に宣言が行われた場合は、当該宣言は、事務局長が当該宣言を受領した日の後 3 月で効力を生じる。
- (4) [国境を越えた地理的地域の場合に行うことができる共同出願] 国境を越えた地理的地域から成る地理的原産地域の場合は、隣接する締約国は、その協定に従い、共通に指定した管轄当局を通じて共同で出願することができる。
- (5) [必須内容] 規則は、第 6 条(3)に定める事項に加えて、出願に含めなければならない必須事項を定める。
- (6) [任意の内容] 規則は、出願に含めることができる任意事項を定めることができる。

第 6 条 国際登録

- (1) [国際事務局による方式審査] 国際事務局は、規則に定める適切な様式による原産地名称又は地理的表示の国際登録出願を受領した時に、原産地名称又は地理的表示を国際登録簿に登録する。
- (2) [国際登録の日付] (3)に従うことを条件として、国際登録の日付は、出願を国際事務局が受領した日付とする。
- (3) [出願記載事項に欠落がある場合の国際登録の日付] 出願に次の事項の何れかが記載されていない場合は、国際登録の日付は、欠落事項のうち最後のものを国際事務局が受領した日付とする。
 - (i) 管轄当局の特定、又は第 5 条(3)の場合は、出願人の特定
 - (ii) 受益者を特定する詳細、及び該当するときは、第 5 条(2)(ii)にいう自然人又は法人を特定する詳細
 - (iii) 国際登録が求められている原産地名称又は地理的表示
 - (iv) 原産地名称又は地理的表示が適用される商品
- (4) [国際登録の公告及び通知] 国際事務局は、遅滞なく、各国際登録を公告し、各締約国の管轄当局に国際登録を通知する。

(5) [国際登録の効力発生日]

(a) (b)に従うことを条件として、登録された原産地名称又は地理的表示は、第15条に従い保護を拒絶せず、又は第18条に従い保護の付与の通告を国際事務局に送付した各締約国においては、国際登録の日から保護される。

(b) 締約国は、宣言において、国内又は地域の法令に従い、登録された原産地名称又は地理的表示が当該宣言に言及される日から保護される旨を事務局長に通告することができる。ただし、当該保護開始日は、第15条(1)(a)に従い規則に定める拒絶の期限の満了日より後になってはならない。

第7条 手数料

(1) [国際登録料] 各原産地名称及び各地理的表示の国際登録は、規則に定める手数料の納付を条件とする。

(2) [国際登録簿における他の記入事項に係る手数料] 規則は、国際登録簿における他の記入事項に関して納付すべき手数料及び国際登録の内容に関する抄本、証明又は他の情報の提供に係る手数料を定める。

(3) [手数料の減額] 総会は、原産地名称の特定の国際登録に関して及び地理的表示の特定の国際登録、特に原産締約国が開発途上国又は後発開発途上国であるものに関して、減額した手数料を定める。

(4) [個別手数料]

(a) 何れの締約国も、宣言において、国際登録による保護が、国際登録の実体審査手数料が納付された場合にのみ当該締約国に及ぶ旨を事務局長に通告することができる。かかる個別手数料の額は、当該宣言において指定するものとし、その後の宣言において変更することができる。上記額は、締約国の国内又は地域の法令に基づいて必要とされる額から国際手続による節約分を減じた額に相当する額を上回ることができない。加えて、締約国は、宣言において、当該締約国における原産地名称又は地理的表示の受益者による使用に関する管理手数料を必要とする旨を事務局長に通告することができる。

(b) 個別手数料の不納付は、規則に従い、当該手数料を必要とする締約国に関して保護を放棄する効果を有する。

第8条 国際登録の有効期間

(1) [従属性] 国際登録は、無期限に有効とする。ただし、原産地名称を構成する名称又は地理的表示を構成する表示がもはや原産締約国において保護されない場合は、登録された原産地名称又は地理的表示の保護は、もはや必要とされない。

(2) [取消]

(a) 原産締約国の管轄当局又は第5条(3)の場合は、受益者若しくは第5条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人若しくは原産締約国の管轄当局は、いつでも、関係する国際登録を取り消すよう国際事務局に請求することができる。

(b) 登録された原産地名称を構成する名称又は登録された地理的表示を構成する表示がもはや原産締約国において保護されない場合は、原産締約国の管轄当局は、国際登録の取消を請求する。

第 III 章 保護

第 9 条 保護の義務

各締約国は、登録された原産地名称及び地理的表示を、自国の法制及び法律上の慣行の範囲内で、この改正協定の条件に従い、その領域内で保護する。ただし、その領域について効力を生じる拒絶、放棄、無効又は取消を受ける場合があり、また、国内又は地域の法令において原産地名称と地理的表示とを区別しない締約国は、かかる区別を国内又は地域の法令に導入することを要しない。

第 10 条 締約国の法令又は他の協定書に基づく保護

(1) [法律上の保護の方式] 各締約国は、本改正協定に規定する保護を確立する基礎となる法令の種類を自由に選択することができる。ただし、当該法令が本改正協定の実体的要件を満たすことを条件とする。

(2) [他の協定書に基づく保護] 本改正協定の規定は、締約国が国内若しくは地域の法令に基づいて又は他の国際協定書に基づいて、登録された原産地名称又は登録された地理的表示に関して与えることができるその他の保護に如何なる影響も及ぼすものではない。

(3) [他の協定書との関係] 本改正協定の如何なる規定も、締約国がその他の国際協定書に基づいて相互に負う義務を免れさせるものではなく、また、締約国がその他の国際協定書に基づいて有する権利を害するものではない。

第 11 条 登録された原産地名称及び地理的表示に関する保護

(1) [保護の内容] 本改正協定の規定に従うことを条件として、登録された原産地名称又は登録された地理的表示に関して、各締約国は、次のことを防止する法的手段を提供するものとする。

(a) 次のものに関する原産地名称又は地理的表示の使用

(i) 原産地名称又は地理的表示が適用される商品と同種の商品であって、地理的原産地域から生じるものでなく、又は原産地名称若しくは地理的表示を使用するためのその他の適用される要件に適合しないもの

(ii) 原産地名称若しくは地理的表示が適用される商品と同種でない商品又はサービス。ただし、当該使用が、当該商品若しくはサービスと原産地名称若しくは地理的表示の受益者との間の結びつきを表示若しくは示唆し、受益者の利益を害する虞がある場合又は該当するときは、関係する締約国における原産地名称若しくは地理的表示の名声のために、当該使用が、当該名声を不当に損ない若しくは希釈化する虞があり、若しくは不当に利用する場合に限る。

(b) 商品の真正な原産地、出所又は性質に関して消費者に誤認を生じさせる虞があるその他の行為

(2) [使用に関する保護の内容] (1) (a) は、商品の真正な原産地が表示されている場合又は原産地名称若しくは地理的表示が翻訳された形で使用され、若しくは「style」、「kind」、「type」、「make」、「imitation」、「method」、「as produced in」、「like」、「similar」等の語を伴っている場合であっても、その模倣となる原産地名称又は地理的表示の使用にも適用する。

(3) [商標における使用] 第 13 条(1)を害することなく、締約国は、自国の法令により認められる場合又は利害関係人の請求に応じて、後の商標の使用の結果として(1)に該当する何れか

の状況が生じる場合は、職権により、後の商標の登録を拒絶し、又は無効にする。

第12条 通有化に対する保護

本改正協定の規定に従うことを条件として、登録された原産地名称及び登録された地理的表示は、締約国において通有性を有するに至ったとみなすことはできない。

第13条 他の権利に関する保護措置

(1) [先の商標権] 本改正協定の規定は、締約国において善意で出願若しくは登録され、又は善意で使用により取得された先の商標を害するものではない。締約国の法令が、商標により与えられる権利につき、かかる先の商標が、特定の事情においては、登録された原産地名称又は地理的表示が当該締約国において保護を付与されること又は使用されることを防止する権原を商標の所有者に与えることができない旨の限定的な例外を定めている場合は、登録された原産地名称又は地理的表示の保護は、当該商標により与えられる権利をその他の形で制限するものではない。

(2) [事業において使用される個人名称] 本改正協定の規定は、自己の名称又は自己の事業の前任者の名称を業として使用する何人の権利も害するものではない。ただし、当該名称が公衆に誤認を生じさせるような方法で使用される場合を除く。

(3) [植物品種又は動物品種の名称に基づく権利] 本改正協定の規定は、植物品種又は動物品種の名称を業として使用する何人の権利も害するものではない。ただし、当該植物品種又は動物品種の名称が公衆に誤認を生じさせるような方法で使用される場合を除く。

(4) [拒絶の撤回又は保護付与の通告の場合における保護措置] 本条にいう先の商標又は他の権利に基づく使用を理由として第15条に基づいて国際登録の付与を拒絶した締約国が、第16条に基づく当該拒絶の撤回又は第18条に基づく保護付与を通告した場合は、結果として生じる原産地名称又は地理的表示の保護は、当該権利又はその使用を害するものではない。ただし、当該権利の取消、不更新、撤回又は無効の後に保護が付与されたときはその限りでない。

第14条 執行手続及び救済方法

各締約国は、登録された原産地名称及び登録された地理的表示の保護のための有効な法律上の救済方法を提供し、その保護を保証するための訴訟手続を、自国の法制及び法律上の慣行に応じて、公的機関により又は公的若しくは私的な自然人若しくは法人である利害関係人により、提起することができることを定める。

第 IV 章 国際登録に関する拒絶及び他の措置

第 15 条 拒絶

(1) [国際登録の付与の拒絶]

(a) 規則に定める期限内に、締約国の管轄当局は、その領域における国際登録の付与の拒絶を国際事務局に通告することができる。拒絶の通告は、自国の法令により認められる場合、又は利害関係人の請求に応じて、管轄当局が職権により行うことができる。

(b) 拒絶通告には、拒絶の基礎となった理由を記載する。

(2) [他の協定書に基づく保護] 拒絶の通告は、第 10 条(2)に従い、当該拒絶に係る締約国において関係する名称又は表示が受けることができるその他の保護を害するものではない。

(3) [利害関係人に対する機会提供の義務] 各締約国は、国際登録により自己の利益が影響を受ける者に対し、国際登録に関して拒絶を通告するよう管轄当局に請求する合理的な機会を提供する。

(4) [拒絶の登録、公告及び通知] 国際事務局は、拒絶及び拒絶の理由を国際登録簿に登録する。国際事務局は、拒絶及び拒絶理由を公表し、原産締約国の管轄当局に対し又は第 5 条(3)に従い直接出願された場合は、受益者若しくは第 5 条(2)(ii)にいう自然人若しくは法人及び原産締約国の管轄当局に対し、拒絶の通告を通知する。

(5) [内国民待遇] 各締約国は、拒絶により影響を受ける利害関係人に対し、原産地名称又は地理的表示の保護の拒絶に関して自国の国民が受けることができる同じ司法上及び行政上の救済方法を提供する。

第 16 条 拒絶の撤回

拒絶は、規則に定める手続に従い撤回することができる。撤回は、国際登録簿に登録される。

第 17 条 経過期間

(1) [経過期間を与える選択権] 第 13 条を害することなく、締約国が第三者による先使用を理由として国際登録の付与を拒絶せず、又は当該拒絶を撤回し、又は保護の付与を通告している場合は、締約国は、自国の法令により認められる場合は、当該使用を終止させるため、規則に定める一定の期間を与えることができる。

(2) [経過期間の通告] 締約国は、規則に定める手続に従い、当該期間を国際事務局に通告する。

第 18 条 保護の付与の通告

締約国の管轄当局は、登録された原産地名称又は地理的表示への保護の付与を国際事務局に通告することができる。国際事務局は、当該通告を国際登録簿に登録し、公告する。

第 19 条 無効

(1) [権利を防御する機会] 締約国の領域における国際登録の効力の一部又は全部の無効は、受益者に自己の権利を防御する機会を与えた後においてのみ宣告することができる。当該機会は、第 5 条(2)(ii)にいう自然人又は法人にも与えられる。

(2) [通告、登録及び公告] 締約国は、国際登録の効力無効を国際事務局に通告し、国際事務

局は、無効を国際登録簿に登録し、公告する。

(3) [他の協定書に基づく保護] 無効は、第10条(2)に従い、国際登録の効力を無効にした締約国において関係する名称又は表示が受けることができるその他の保護を害するものではない。

第20条 国際登録簿における変更及び他の記入事項

国際登録簿における国際登録の変更及び他の記入事項に係る手続は、規則に定めるものとする。

第 V 章 管理規定

第 21 条 リスボン同盟の構成国

締約国は、リスボン協定又は 1967 年改正協定の締約国であるか否かに拘らず、リスボン協定又は 1967 年改正協定の締約国と同じ特別の同盟の構成国とするものとする。

第 22 条 特別の同盟の総会

(1) [構成]

(a) 締約国は、1967 年改正協定の締約国と同じ総会の構成国とする。

(b) 各締約国は、1 の代表者により代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団は、自らの費用を負担する。

(2) [任務]

(a) 総会は、次のことを行う。

(i) 特別の同盟の維持及び発展並びに本改正協定の実施に関するすべての事項を取り扱うこと

(ii) 事務局長に対し第 26 条(1)にいう改正会議の準備に関する指示を与えること。ただし、特別の同盟の構成国であって、本改正協定を批准せず又はこれに加入していないものの意見を適切に考慮するものとする。

(iii) 規則を修正すること

(iv) 事務局長の特別の同盟に関する報告及び活動を検討及び承認し、並びに事務局長に対し特別の同盟の権限内の事項に関してすべての必要な指示を与えること

(v) 特別の同盟の事業計画を決定し及び隔年予算を採択し、並びに決算を承認すること

(vi) 特別の同盟の財政規則を採択すること

(vii) 特別の同盟の目的を達成するために適切と認める委員会及び作業部会を設置すること

(viii) 国、政府間機関及び非政府機関であって、総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること

(ix) 第 22 条から第 24 条まで及び第 27 条の修正を採択すること

(x) 特別の同盟の目的を促進するために適切なその他の措置をとり、本改正協定に基づく適切なその他の任務を遂行すること

(b) 総会は、機関が管理業務を行っている他の同盟も利害関係を有する事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。

(3) [定足数]

(a) 所与の事項に係る投票については、当該事項について投票権を有する総会の構成国の 2 分の 1 をもって定足数とする。

(b) 総会は、(a) の規定に拘らず、何れの会期においても、所与の事項について投票権を有し、かつ、代表を出した国である総会の構成国の数が、当該事項について投票権を有する国である総会の構成国の 2 分の 1 に満たないが 3 分の 1 以上である場合は、決定を行うことができる。ただし、当該決定は、総会の手続に関する決定を除き、次の条件が満たされた場合のみ効力を生じる。すなわち、国際事務局は、上記事項について投票権を有し、かつ、代表を出さなかった国である総会の構成国に対し、上記決定を通知し、通知の日から 3 月の期間内に

賛否又は棄権を書面で表明するよう求める。この期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した当該構成国の数が当該会期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合は、当該決定は効力を生じる。

(4) [総会における決定]

(a) 総会は、総意により決定を行うよう努めるものとする。

(b) 総意による決定に至ることができない場合は、問題となっている事項は、投票により決定する。その場合は、次のとおりとする。

(i) 国である各締約国は、1の票を有し、自国の名においてのみ投票する；及び

(ii) 政府間機関である締約国は、その加盟国に代わって、本改正協定の締約国であるその加盟国の数と同数の票を投票することができる。当該政府間機関は、その加盟国の何れかが投票権を行使する場合は、投票に参加してはならない。その逆の場合も、同様とする。

(c) 1967年改正協定により拘束される国のみに関する事項については、1967年改正協定により拘束されない締約国は投票権を有しないものとし、また、締約国のみに関する事項については、締約国のみが投票権を有する。

(5) [多数による議決]

(a) 第25条(2)及び第27条(2)に従うことを条件として、総会の決定は、投じられた票の3分の2以上を必要とする。

(b) 棄権は、投票とみなさない。

(6) [会期]

(a) 総会は、事務局長の招集により会合するものとし、例外的な事情がある場合を除き、機関の一般総会と同じ期間中に同じ場所において会合する。

(b) 総会は、総会の構成国の4分の1の請求に応じて又は事務局長の発意に基づき、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。

(c) 各会期の議事日程は、事務局長が作成する。

(7) [手続規則] 総会は、その手続規則を採択する。

第23条 国際事務局

(1) [管理業務]

(a) 国際登録及び関連の任務並びに特別の同盟に関する他のすべての管理業務は、国際事務局が遂行する。

(b) 特に、国際事務局は、会合を準備し、かつ、総会並びに総会が設置した委員会及び作業部会の事務局としての職務を行う。

(c) 事務局長は、特別の同盟の首席職員とし、特別の同盟を代表するものとする。

(2) [総会及び他の会合における国際事務局の役割] 事務局長及び事務局長が指名する職員は、総会、総会が設置する委員会及び作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又は事務局長が指名する1の職員は、職権上、かかる内部機関の事務局の長としての職務を行う。

(3) [会議]

(a) 国際事務局は、総会の指示に従い、改正会議の準備を行う。

(b) 国際事務局は、上記準備に関し、政府間機関並びに国際的な及び国内の非政府機関と協議することができる。

- (c) 事務局長及び事務局長が指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。
- (4) [他の任務] 国際事務局は、本改正協定に関して国際事務局に与えられるその他の任務を遂行する。

第24条 財政

- (1) [予算] 特別の同盟の収入及び支出は、公正かつ透明に機関の予算に反映させる。
- (2) [予算の財源] 特別の同盟の収入は、次の財源から得られる。
- (i) 第7条(1)及び(2)に基づいて徴収される手数料
- (ii) 国際事務局の刊行物に係る販売代金又はロイヤルティ
- (iii) 贈与、遺贈及び補助金
- (iv) 賃貸料、投資収益及びその他の雑収入を含む収入
- (v) (i)から(iv)までの財源から受領する額が、総会が決定する経費を賄うのに十分でない場合に、その範囲での締約国の特別分担金又は締約国若しくは受益者若しくは双方から得られる代替の財源
- (3) [手数料の決定；予算の水準]
- (a) (2)にいう手数料の額は、事務局長の提案に基づき総会が決定し、(2)に基づく他の財源から得られる収入とともに、特別の同盟の収入が、通常の状態において、国際登録業務を維持するための国際事務局の経費を十分に賄うことができるように決定する。
- (b) 機関の事業計画及び予算が新会計年度の開始前に採択されなかった場合は、債務を負い、支払を行う権限の事務局長への付与は、前会計年度と同じ水準とする。
- (4) [(2)(v)にいう特別分担金の決定] 各締約国は、その分担金を決定する目的で、パリ条約に関して属する等級又はパリ条約の締約国でない場合は、パリ条約の締約国であったとすれば属することとなる等級と同じ等級に属するものとする。政府間機関は、総会が全会一致で別段の決定をしない限り、分担金等級 I に属するものとみなす。分担金は、総会が決定するところにより、締約国から生じる登録の数に応じて一部重み付けを行う。
- (5) [運転資金] 特別の同盟は、運転資金を有し、運転資金は、特別の同盟が決定した場合に特別の同盟の各構成国が立替えとして支払う支払金から成る。運転資金が十分でなくなった場合は、総会がその増額を決定することができる。支払の比率及び条件は、事務局長の提案に基づき総会が決定する。特別の同盟が何れかの会計年度において支出に対する収入の超過を記録した場合は、運転資金立替金は、事務局長による提案及び総会による決定により、各構成国の当初の支払金に比例して各構成国に償還することができる。
- (6) [接受国による立替え]
- (a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合に当該国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、当該国と機関との間の別個の取決めによって都度定める。
- (b) (a)にいう国及び機関は、それぞれ、書面での通告により立替えをする約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終わりから3年を経過した時に効力を生じる。
- (7) [会計監査] 会計監査は、機関の財政規則に定めるところにより、特別の同盟の1若しくは複数の構成国又は外部の監査人が行う。これらの構成国又は監査人は、総会がこれらの構成国又は監査人の同意を得て指定する。

第25条 規則

- (1) [対象事項] 本改正協定を実施するための細目は、規則に定めるものとする。
- (2) [規則の特定の規定の修正]
 - (a) 総会は、規則の特定の規定について全会一致によつてのみ又は4分の3以上の多数による議決によつてのみ修正することができる旨を決定することができる。
 - (b) 規則の規定の修正について、全会一致又は4分の3以上の多数による議決の要件を将来においてもはや適用しないものとするためには、全会一致を必要とする。
 - (c) 規則の規定の修正について、全会一致又は4分の3以上の多数による議決の要件を将来において適用するためには、4分の3以上の多数による議決を必要とする。
- (3) [本改正協定と規則との間の不一致] 本改正協定の規定と規則の規定との間の不一致の場合は、前者が優先する。

第 VI 章 改正及び修正

第 26 条 改正

(1) [改正会議] 本改正協定は、締約国の外交会議により改正することができる。外交会議の招集は、総会が決定する。

(2) [条項の改正又は修正] 第 22 条から第 24 条まで及び第 27 条は、改正会議により又は第 27 条の規定に従い総会により修正することができる。

第 27 条 総会による条項の修正

(1) [修正の提案]

(a) 第 22 条から第 24 条まで及び本条の修正の提案は、締約国又は事務局長によって行なわれるものとする。

(b) 当該提案は、総会による審議の少なくとも 6 月前までに、事務局長が締約国に通知する。

(2) [多数による議決] (1)にいう諸条の修正の採択は、4 分の 3 以上の多数による議決を必要とする。ただし、第 22 条及び本項の修正の採択は、5 分の 4 以上の多数による議決を必要とする。

(3) [効力発生]

(a) (b)が適用される場合を除き、(1)にいう諸条の修正は、その修正が採択された時に総会の構成国であり、かつ、当該修正について投票権を有していた締約国の 4 分の 3 から、それぞれの憲法上の手続に従い行われた受諾についての書面での通告を事務局長が受領した後 1 月で効力を生じる。

(b) 第 22 条(3)若しくは(4)又はこの号の修正は、総会による採択から 6 月以内に、何れかの締約国が当該修正を受諾しない旨を事務局長に通告した場合は、効力を生じない。

(c) この項の規定に従い効力を生じる修正は、その修正が効力を生じる時に締約国であり、又はその後に締約国となるすべての国及び政府間機関を拘束する。

第 VII 章 最終規定

第 28 条 本改正協定の締約国

(1) [資格] 第 29 条並びに本条(2)及び(3)に従うことを条件として、次のとおりとする。

(i) パリ条約の締約国である国は、この改正協定に署名すること及びこの改正協定の締約国となることができる。

(ii) 機関のその他の加盟国は、この改正協定に署名すること及びこの改正協定の締約国となることができる。ただし、自国の法令が原産地名、地理的表示及び商標に関するパリ条約の規定に適合する旨を宣言した場合に限る。

(iii) 政府間機関は、この改正協定に署名すること及び本改正協定の締約国となることができる。ただし、当該政府間機関の少なくとも 1 の加盟国がパリ条約の締約国であり、かつ、当該政府間機関が、内部手続に従い、本改正協定の締約国となることを正式に認められた旨及び当該政府間機関の設立条約に基づいて、地理的表示に関して保護の地域的資格を取得することができる法令が適用される旨を宣言することを条件とする。

(2) [批准又は加入] (1)にいう国又は政府間機関は、次のものを寄託することができる。

(i) この改正協定に署名している場合は、批准書、又は

(ii) この改正協定に署名していない場合は、加入書

(3) [寄託の効力発生日]

(a) (b)に従うことを条件として、批准書又は加入書の寄託の効力発生日は、当該批准書又は加入書が寄託された日とする。

(b) 政府間機関の加盟国であり、かつ、原産地名又は地理的表示の保護を当該政府間機関の加盟国の間で適用される法令に基づいてのみ取得することができる国の批准書又は加入書の寄託の効力発生日は、当該政府間機関の批准書又は加入書が寄託された日が上記国の批准書又は加入書が寄託された日より遅い場合は、当該政府間機関の批准書又は加入書が寄託された日とする。ただし、この号は、リスボン協定又は 1967 年改正協定の締約国である国については適用されず、当該国についての第 31 条の適用を妨げるものではない。

第 29 条 批准及び加入の効力発生日

(1) [考慮されるべき協定書] 本条の適用上、第 28 条(1)にいう国又は政府間機関により寄託され、かつ、第 28 条(3)に従う効力発生日を有する批准書又は加入書のみが考慮される。

(2) [本改正協定の効力発生] この改正協定は、第 28 条にいう資格を有する 5 の締約国が批准書又は加入書を寄託した後 3 月で効力を生じる。

(3) [批准及び加入の効力発生]

(a) 本改正協定の効力発生の日の 3 月以上前に批准書又は加入書を寄託した国又は政府間機関は、本改正協定の効力発生の日に、本改正協定により拘束される。

(b) その他の国又は政府間機関は、批准書若しくは加入書を寄託した日の後 3 月で又は当該批准書若しくは加入書において指定されたそれよりも遅い日に、この改正協定により拘束される。

(4) [加入前に行われた国際登録] 加入国の領域及び締約国が政府間機関である場合は、当該政府間機関の設立条約が適用される領域において、本改正協定の規定は、第 7 条(4)及び準用する第 IV 章の規定に従うことを条件として、加入が効力を生じる時にこの改正協定に基づい

て既に登録されている原産地名称及び地理的表示に関して適用する。加入国又は政府間機関は、批准書又は加入書に添付した宣言書において、第 15 条(1)にいう期限の延長及び第 17 条にいう期間を、その点に関して規則に定める手続に従い明示することもできる。

第 30 条 留保の禁止

本改正協定に対する如何なる留保も許されない。

第 31 条 リスボン協定及び 1967 年改正協定の適用

(1) [本改正協定及びリスボン協定若しくは 1967 年改正協定の双方の締約国間の関係] 本改正協定及びリスボン協定又は 1967 年改正協定の双方の締約国相互の関係においては、本改正協定のみを適用する。ただし、リスボン協定又は 1967 年改正協定に基づいて効力を有する原産地名称の国際登録については、当該国は、リスボン協定又は 1967 年改正協定により必要とされる以上の保護を与えるものとする。

(2) [本改正協定及びリスボン協定若しくは 1967 年改正協定の双方の締約国と、リスボン協定又は 1967 年改正協定の締約国であって、本改正協定の締約国でないものとの間の関係] 本改正協定及びリスボン協定若しくは 1967 年改正協定の双方の締約国は、リスボン協定若しくは 1967 年改正協定の締約国であって、本改正協定の締約国でないものとの関係において、リスボン協定又は場合により 1967 年改正協定を引き続き適用する。

第 32 条 廃棄

(1) [通告] 何れの締約国も、事務局長にあてた通告により、本改正協定を廃棄することができる。

(2) [効力発生日] 廃棄は、事務局長が通告を受領した日の後 1 年で又は通告において指定されたそれよりも遅い日に、効力を生じる。廃棄は、廃棄が効力を生じる時に当該廃棄を行う締約国に関して係属中の出願及び効力を有する国際登録に対する本改正協定の適用に影響を及ぼすものではない。

第 33 条 本改正協定の言語；署名

(1) [原本；公定訳文]

(a) 本改正協定は、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本 1 通について署名する。

(b) 事務局長は、関係国政府と協議の上、総会が指定する他の言語による公定訳文を作成する。

(2) [署名の期限] 本改正協定は、その採択後 1 年間、機関の本部において署名のために開放しておく。

第 34 条 寄託者

事務局長は、この改正協定の寄託者とする。